

ドイツの社会的市場経済理念と貯蓄銀行の金融機能

黒川洋行

要 旨

- ドイツの銀行システムは、民間商業銀行、信用協同組合、そして公的な貯蓄銀行の3つの銀行セクターによる分権的な構造が特徴となっているが、なかでも、公的銀行である貯蓄銀行グループが、国内最大のシェアをもっているばかりか、世界最大の総資産規模を有する巨大金融グループとなっていることが注目される。
- 貯蓄銀行は、地方自治体等が出資する公的銀行であり、その活動範囲は、当該自治体の行政管轄区域と同一でなければならない。また、その金融機能は、地方自治体のメインバンクであるほか、地域経済振興、中小企業金融、国民の貯蓄形成促進など、公益性の高い重要性をもっており、この点において、利潤の最大化を行動原理とする民間商業銀行とは一線を画しているとともに、地方分権的な統治システムをもつドイツにおいて、各々の地方経済の均衡ある発展に資する重要な役割を担っているもの評価できる。
- ドイツの「社会的市場経済」の理念とは、戦後ドイツの経済秩序を指導する基本原理であり、その本質は、自由な市場経済秩序による競争原理を機能させることを基本としつつも、健全なる市場メカニズムの機能が阻害されるような事態が予見される場合には、国家による必要な措置を講じることにより、独占・カルテルなどの弊害を取り除くといった介入の必要性をも同時に認め、社会的に均衡のとれた人間的な経済社会を実現することをめざすものである。
- そして、貯蓄銀行に与えられた公的任務と機能は、戦後ドイツの経済原理である「社会的市場経済」の理念の実現を、金融サービス面から支えるものと理解され、それゆえ、貯蓄銀行の公的銀行としての重要性が低下することは当面ないものと予想される。

目次

はじめに

I. 貯蓄銀行グループの概要

- 1. 世界最大の金融グループとしての貯蓄銀行
- 2. 貯蓄銀行グループの構成

II. 貯蓄銀行の公的 성격

- 1. 貯蓄銀行の基本的特徴
- 2. 基本原則
- 3. 貯蓄銀行の公的任務
- 4. 貯蓄銀行の公的任務の実現

III. 社会的市場経済の理念と貯蓄銀行の役割

- 1. 社会的市場経済とは

2. 秩序政策の担い手としての貯蓄銀行

3. 貯蓄銀行の民営化の是非

4. 貯蓄銀行による中小企業支援

IV. 貯蓄銀行の経営戦略

- 1. 基本戦略
- 2. 組織経営上の戦略
- 3. 企業経済活動および対市場戦略
- 4. 経営・財務状況

V. 結語

参考文献

はじめに

ドイツの銀行システムの特徴は、ユニバーサルバンク¹⁾である3つの銀行セクターの並立による分権的な銀行構造であるが、とくに公的銀行である貯蓄銀行グループの市場シェアが大きいことが特徴である²⁾。株式会社形態による民間商業銀行グループは利益指向型、信用協同組合は組合員指向型、そして公的所有による貯蓄銀行は公的任務指向型といったおおまかな類型化が可能であるが、同時に3つの銀行グループは同じユニバーサルバンクとして相互に競争的關係にあり、これらは「ドイツ銀行システムの3本柱」(Drei Säulen des Deutschen Bankensystems)と呼ばれている。

貯蓄銀行グループは、資産規模や貸出債権でみて国内最大のシェアをもっており、中小企業金融で大きな影響力をもつほか、地方自治体のメーンバンクとして地方財政におけるファイナンスでも重要な役割をもっている。

そこで本稿では、巨大な公的銀行セクターである貯蓄銀行が、なぜ金融市場においてメイン

プレイヤーであり続けられるのかとの論点を出発点とし、貯蓄銀行のもつ独自の金融機能が、ドイツの経済秩序理念すなわち「社会的市場経済」の理念の実現に対してどのようなかたちで関与し、いかなる位置付けをもつといえるかについて、具体的なデータをもとに分析・検証することとしたい。また、その際、貯蓄銀行のもつ公的な金融機能の重要性から、民営化の議論にはつながっていないことについても明らかにする。

I. 貯蓄銀行グループの概要

1. 世界最大の金融グループとしての貯蓄銀行

一般的にドイツにおける貯蓄金融機関は、株式会社化されたポストバンク³⁾と公的な貯蓄銀行グループの2つである。日本郵政公社の民営化との関連で注目されやすいのは、すでに12年前に株式会社化されたポストバンクの方であるが、同行の総資産規模は約1400億ユーロにとどまり、その市場シェアは貯蓄銀行グループの約

図表1 ドイツにおける各銀行セクターの市場シェア (2005年末)

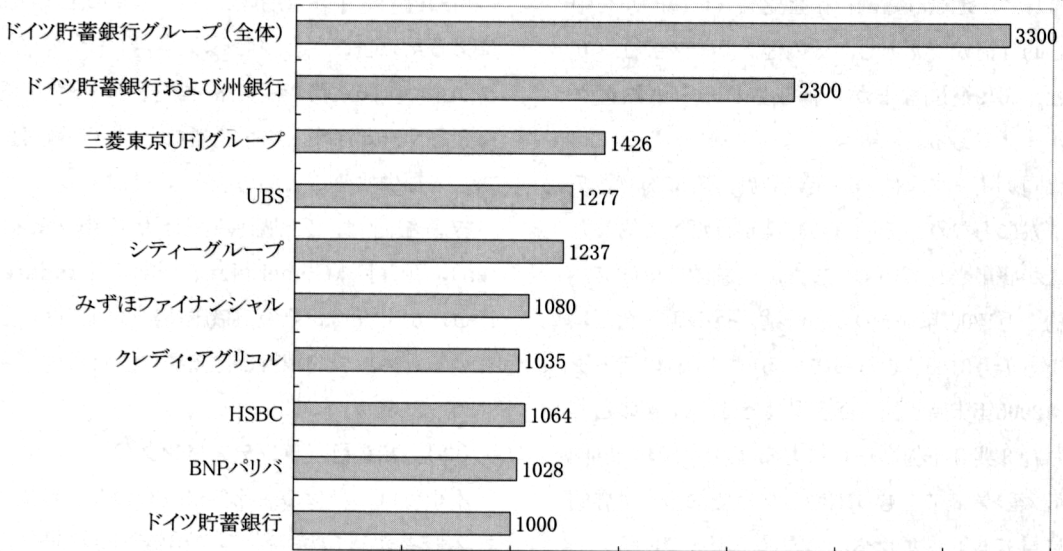
(表示: %)

マーケットシェア%	民間商業銀行	貯蓄銀行+州銀行	信用協同組合	その他
総資産	28	34.5	8.6	28.9
非金融機関預金	29	37.8	16.3	16.9
うち貯蓄性預金	16.7	53.1	30	0.2
非金融機関向け貸付債権 (内訳)	26.5	34.7	11.7	27.1
対個人貸出	26.3	33.4	19	21.3
対企業貸付	26	40.7	12.5	20.8

[出所] Bundesverband Deutscher Banken, "Statistik-Service", 2006

図表2 世界の主要銀行グループ (2004年末: 資産規模別順位)

(単位: 10億ユーロ)



[出所] DSGV, Fakten, Analysen, Positionen /23, 2006より作成

4%程度でしかない点には注意を要する。

むしろ、中心的な貯蓄金融機関は、ドイツ最大の銀行グループであり、かつ公的銀行である貯蓄銀行グループの方である。総資産ベースでみた貯蓄銀行グループのマーケットシェアは実に34.5%で国内最大であり、ドイツ銀行やドレスナー銀行など4大メガバンクを含む民間商業銀行グループの同28%を上回る(2005年末データ)。また、貯蓄性預金のシェアについては

53.1%で、実に市場全体の50%を超えるシェアをもっている(図表1参照)。また、貯蓄銀行は、リテールバンキングや企業金融の面でも、メガバンクを上回る貸出残高を有しており、ドイツの銀行市場において、いかに大きな影響力をもつかがわかる。

さらに、貯蓄銀行グループは国際的にみても世界第1位の巨大金融グループである。グループ全体の資産規模は、実に約3兆3千億ユーロ

で、世界第2位の三菱東京UFJグループの2倍以上にもなる(データは2004年末現在、図表2参照)。貯蓄銀行だけでみても約1兆ユーロである。

2. 貯蓄銀行グループの構成

(1) グループ全体の概要

まず、はじめに貯蓄銀行グループの全体像について述べたい。貯蓄銀行グループは、貯蓄銀行(463行)、州銀行(11行)、ドイツ自治体銀行、州建築貯蓄銀行(11行)、貯蓄銀行保険(12社)、地域貯蓄銀行振替協会(12機関)を中心的な構成要素とし、その他、リース会社(6社)、619財団などから構成される一大銀行グループである。

同グループ全体の従業員数は、実に約37万7千人にもなり、そのうち貯蓄銀行だけで約26万人が雇用されている。また、店舗数は全体で、約2万1800店、そのうち貯蓄銀行の店舗数だけでも1万6183店となっている(いずれのデータも2005年末時点)。資産規模では、上述のとおり約3兆3千億ユーロにもものぼり、ドイツ国内最大のシェアをもっているだけでなく、世界的に見てもトップレベルの規模を誇っている。

(2) 貯蓄銀行グループの重層的構造

貯蓄銀行グループ内部は、三層構造になっている。第一義的な下部組織は、地域毎に多く存在している貯蓄銀行(Sparkassen:シュパルカッセ)である(2005年末で463行)。第二の中間段階には、振替中央機関(Girozentralen)が位置するが、この機能を兼任しているのは後述する州銀行である。ただし、近年には州銀行間の合併などによって、州銀行の数は必ずしも連邦16州と1対1で対応しているわけではな

く、2006年末現在で11の州銀行が存在する⁴⁾。そして、最上位機関として、ドイツ自治体銀行(DekaBank)がある。この銀行は各州銀行等が50%、貯蓄銀行振替協会(DSGV)が50%をそれぞれ出資しており、投資銀行業務などホールセールを中心とした業務を補完的に行っている。

そして、貯蓄銀行グループの三層構造は、内部的に補完的なシステムになっていることが特徴である。つまり、たとえ個々の貯蓄銀行が地方所在の小規模銀行であっても、グループ上部の州銀行やドイツ自治体銀行と連携・協力関係にあるため、こうした上部のユニバーサルバンクがもつ国際業務や投資銀行業務といった広汎な金融サービスを、中小企業など自らの顧客に対して提供することが可能となっている。

貯蓄銀行は、公法上の団体たる市(Städten)、町村(Gemeinden)、郡(Landkreisen)が出資し、その組織維持について保証しているため、公的銀行と位置づけられる⁵⁾。

(3) 州銀行(ランデスバンク)

州銀行は、当該の連邦各州政府および当該地域の貯蓄銀行振替協会等の出資(50対50の比率)により設立される公的銀行である。

州銀行の任務は、第1に、1つまたは複数にわたる州政府の銀行業務の支援、および当該州経済の振興について州政府を支援するという公的性格をもっている。したがって、州銀行は各州政府のメーンバンク(Hausbank)としての公的機能をもっている。

第2に、州銀行は当該地域に存在する貯蓄銀行間の決済業務のための振替中央機関の機能をあわせもっている。第3に、州銀行もユニバーサルバンクの1つとして、国際的な業務を含め

て、他の民間商業銀行と同じように銀行業務を行っている。

たとえば、バーデン・ヴュルテンベルク州銀行は、総資産規模約4000億ユーロ、従業員数約1万2千人を擁し、単独の銀行としても、民間メガバンク4行に続く国内第5位の大手ユニバーサルバンクに数えられる。次いで第8位にはバイエルン州銀行、また第9位にはWestLBがそれぞれ位置しているほか、ランキング上位20位までに、合計8つの州銀行が位置していることは注目される(2005年末時点)。

(4) 建築貯蓄銀行 (Bausparkassen)

建築貯蓄銀行は、2つのタイプに分類される。1つは、民間の建築貯蓄銀行であり、株式会社形態をとっている。もう1つは、州建築貯蓄銀行 (Landesbausparkassen) であり2007年3月現在11行あるが、その設立形態については、公法上の機関もしくは株式会社、または州銀行の1部局として設置されている。その多くは単独もしくは複数の連邦州が所有者 (Träger または Gewährträger) となっており、DSGV に加盟している。それぞれの州建築貯蓄銀行は、対応する連邦州毎に管轄地域が区切られているため、相互に競争関係には置かれていない。

II. 貯蓄銀行の公的性格

1. 貯蓄銀行の基本的特徴

貯蓄銀行は公的銀行として次の3つの特徴を持っている。第1に、所有者が地方自治体である点であり、公的銀行といわれるのはこのためである (公的所有性)。第2に、その業務には

ドイツの社会的市場経済理念と貯蓄銀行の金融機能
公益性が求められており、これが設立根拠法たる各州法規で規定されている点である (公益性原則)。第3に、その活動範囲が、所有者である地方自治体の行政区域と全く同一地域に限定されていることである (地域原則)。これら3つの特徴が一体的に貯蓄銀行の公的機能を発揮させているのである。

貯蓄銀行グループの公的な任務は、法律上規定されており、利益追求原則より優先的な位置付けがなされている。ただし、当然ながら、公的銀行といえども、市場経済的な競争に勝ち残っていくために、利益を生み出す経営効率の追求は不可欠であることはいうまでもない。

また、貯蓄銀行が公法上の機関という法的地位を設立根拠法規によって与えられていることは、競争的経済秩序の下で、同時に公共的な課題を遂行するためには、重要な意味をもっているといえる。同時に、貯蓄銀行グループの所有者である州および市町村が負っている保証制度が (次節にて後述)、貯蓄銀行および州銀行に法的に付与された公共的な課題と対称的に等置される関係性をもつ。

2. 基本原則

(1) 公的所有制と政府保証

本節では、上述の公的な任務を果たすために、貯蓄銀行が有する基本的原則について詳述する。すでに述べたとおり、ほとんどの貯蓄銀行の法的形態は、「公法上の機関」(Die Anstalten des öffentlichen Rechts) となっている。すなわち貯蓄銀行は、公法上の団体たる市 (Städten)、町村 (Gemeinden)、郡 (Landkreisen) が出資し、その組織維持などについて保証している。この意味において、貯蓄銀行グループの所有者は地方自治体であるといえる

(公的所有性)⁶⁾。

貯蓄銀行の所有者である地方自治体は、貯蓄銀行に対して政府保証を行っている。ここで、保証責任を担う主体（地方自治体）のことを保証責任主体（Gewährträger）というが、これは、ある貯蓄銀行または州銀行・振替中央機関（Landesbank/Girozentrale）の負債について肩代わりすることを保証する、郡や町村などの公法上の団体のことをさす。なお、地方共同体貯蓄銀行（Gemeinschaftssparkassen）などでは、複数の保証責任主体を有することもあ

る。地方自治体の貯蓄銀行グループに対する政府保証については、①保証責任、②組織維持責任の2種類があったが、EU側とドイツ側との交渉がもたれ、2001年7月の合意の結果、保証責任については2005年7月以降撤廃されることとなった。ただし、組織維持責任については、廃止ではなく改正されるにとどまった。

まず第1に、「保証責任」（Gewährträgerhaftung）とは、法令で規定された、保証責任主体による貯蓄銀行または州銀行・中央振替機関の負債を保証する無制限の責任のことである。債権者は、自らの債権について当該金融機関が保有する資産からの請求では不足が生じる部分に限り、保証責任主体に対して残余の請求権を有する。換言すれば、所有者が当該銀行の債務に対して直接的な最終的な責任を負うことを意味する。

第2に、「組織維持責任」（Anstaltslast）とは、ある施設・機関の保有主体が、当該機関との内部的関係性において、当該機関が与えられた機能を果たすために必要な資金的手段を提供する義務のことである。換言すれば、これは、貯蓄銀行または州銀行の所有者が、当該銀行の

支払能力を保証し、当該銀行が金融債務を常に履行でき、その存続を確実にする義務のことを意味する。

（2）保証責任と組織維持責任の比較

ここで、保証責任と組織維持責任の両者間における法的性格上の相違点について言及すると、保証責任は、その目的を当該保証主体による「対外的な」債権者保護に向けているのに対し、組織維持責任は、その目的を当該保証主体による貯蓄銀行・州銀行に対する「対内部的な」組織維持のための資金提供にしていることである。

ただし、保証責任については、相対的な法的重要性が低いといえる。これは次の理由による。保証責任は、当該貯蓄銀行または州銀行の資産よりも負債が超過し、したがって債権者の請求権を完全に充足しえない状態になった場合にはじめて、債権者が保証責任主体に対して請求権を行使できるというものである。しかるに、組織維持責任主体が、保証責任を履行することは、超過負債分を補填するための組織維持責任義務によってそれを満たすことができない場合に、はじめて可能となると解されているからである。DSGV公表の統計データによれば、2005年における貯蓄銀行全体の対顧客資産は対顧客負債（主に預金）の107.2%であり、こうした構造は長期的に安定しており、資本市場から追加的な負債調達を行う緊急性は特にはない。現実的には、保証責任主体がその義務を履行するケースは、その保証責任主体が当該金融機関の解散を決定するような場合に限られる。しかし、実際的にそうした特殊なケースは歴史的には一度も起こっていない。

そこで、保証責任の実際的な意義は、それが

組織維持責任の実現をより確実にするための実定法上の根拠としてこれまで機能していたという点にある。

注意すべきは、2001年7月のEUとの合意によっても、貯蓄銀行のもつ公的性格は基本的に維持された点である。すなわち、州および地方自治体からの出資構造による公的所有関係は維持されているのである。そして、この保証責任の撤廃が貯蓄銀行に与える影響は限定的である。なぜなら、もともと貯蓄銀行は各地域毎に預金保護機構を有しており⁷⁾、債権者への保証が担保されているからである。

他方、州銀行については、リファイナンスング手段として債券市場への依存度が高いため、政府保証撤廃にともなう格付け変更に対応する必要から、新たなビジネスモデルの模索がなされている。

(3) 公益性原則

貯蓄銀行は、連邦各州の貯蓄銀行法によって、公益的な課題を果たすべきことが法的に規定されている。これを「公益性原則」(Gemeinnützigkeitsprinzip)という。この点において、株式会社形態であって利潤の追求を原則とする民間商業銀行と、公益性をもつ貯蓄銀行とはその性格を大きく異にする。

具体的な公益性の要請として、第1に、貯蓄銀行は安全確実な預金の受け入れ機関として機能することを通じて、国民の貯蓄および財産形成を促進しなければならない。公益性の原則は、貯蓄銀行の受信業務および与信業務に対し、大きな影響力をもっている。具体的には、資産の部について、自己勘定での株式投資や外国為替売買、貯蓄銀行セクター以外に対する出資などの一般的にリスクが高い投資業務などは

原則的に禁止されている。また、個人向け融資などの業務についても、他の金融機関以上に厳しい業務上の制約を受けている。同時に、貯蓄銀行は、貸出業務などについて当該地域経済がもつ資金的需要について、その需要を満たすべく配慮しなければならない。

また、企業に対する資本参加についても、貯蓄銀行については、連邦州法によって企業資本の取得および保有が完全に禁止されている⁸⁾。

しかし、貯蓄銀行は1つのユニバーサルバンクであって、競争関係におかれる企業として営業余剰金を獲得したり資本準備金を積みあげることは、必ずしもその公益性に反するものとはされていない。ただし、これらは資本の部の重要な構成要素として組み入れられる。

他方、受信業務については、貯蓄銀行は、上述のとおり貯蓄と財産形成の促進という基本の方針に従わなくてはならない。そのため、貯蓄銀行の負債の部においては、従来から貯蓄性預金などを中心とした長期的預金が伝統的に大きなウェイトを占めている。

(4) 地域原則

貯蓄銀行は、その保証義務を担う公的主体(Gewährträger)の管轄地域と同じ活動地域において、与信業務などの金融業務を確実に提供しなければならない。これを貯蓄銀行の「地域原則」(Regionalprinzip)という。

このため、これだけ大きな金融グループであるにもかかわらず、各地域の貯蓄銀行は、その地理的な活動範囲を制限されるため、グループ内で個々の貯蓄銀行間の競合関係が生じることがない構造になっている。また、原則的にグループ内で州を越える広範囲の水平的M&Aによる統合が惹起されることはないといえる。

かわりに、貯蓄銀行は、その業務の推進にあたって、とくに中小企業や低所得層の国民について配慮しなければならない。こうして地域原則は、貯蓄銀行が当該地域の中小企業を主な顧客として長期的・継続的なリレーションシップ・バンキングを行うための基盤となっている。

3. 貯蓄銀行の公的任務

上記の基本原則から派生する貯蓄銀行の主な公的任務については、概ね次の8点にまとめることができる。

- ①すべての国民階層に対して、金融サービスへのアクセスを可能とすること。
- ②国民の貯蓄および資産形成を促進すること。
- ③中小企業・自営業者に対し、企業資金調達などの金融サービスを供与すること。
- ④すべての地域における競争の確保。
- ⑤地方独自の経済文化を生み育むこと。
- ⑥市町村および州の現代化を促進すること。
- ⑦社会的・文化的な責任を果たしていくこと。
- ⑧地域に深く根を下ろすことによって金融市場を安定化させること。

上述の具体的列挙から帰結される貯蓄銀行の公的な使命は、大きく分けて2つに分類・整理できよう。1つは、顧客ベースでみた場合であり、すべての国民に対する貯蓄形成、金融サービスの提供と、中小企業に対する実質的な競争支援という側面である。2つ目は、属地的な観点からみた場合であり、地域経済振興の重視ということである。すなわち、地域経済の均衡のとれた発展の促進であり、また、地方自治の安定化と自律性、さらには地方における社会的文化的な発展を支援するという公的課題が、貯蓄

銀行に与えられているといえる。

「3本柱による銀行システム」の構造は、ドイツの憲法たる基本法において規定された基本的原理、すなわちドイツが「民主的、社会的な連邦国家である」(第20条1)という原理に呼応するものである。なぜなら、公的金融機関である貯蓄銀行グループが、基本法上の価値ないし基本的原理を実現するための機能を果たしているともみることができるからである。

すなわち、第1に、基本法は国民の生存権を保障しているが(第2条)、国民が必要不可欠かつ最低限の金融サービスから排除されないということも、広義には生存権ないし幸福追求の権利に資するものと解釈される。第2に、連邦全国にわたり均衡のとれた経済発展の実現(第104a条、および第109条)がそれである。以下においては、その論拠を検討していく。

4. 貯蓄銀行の公的任務の実現

(1) 金融サービスの提供と金融排除問題

貯蓄銀行の公的使命として、すべての国民階層に対して、金融サービスへのアクセスを可能とすることがあげられる。この関連において、金融排除問題が論点となる。

ここで、金融排除(financial exclusion)とは、特定の国民層が貧困・信用力の欠如・地理的要因などのため銀行口座をもてないといった基本的金融サービスから排除される問題である。金融排除に関するデータについては、ドイツの場合、全人口のうち約3%が普通口座へのアクセスを持ちえていないとの報告があるが、イタリアでは約22%となっており、他のEU諸国と比較して、ドイツの数値は小さいといえる¹¹⁾。

ドイツでは銀行の業界団体である中央信用協

議会 (Zentraler Kreditausschuss) のイニシアティブにより1995年から自主的な行動規範が設けられており、すべての加盟銀行が、あらゆる個人・法人に対しその所得水準にかかわらず振替口座 (Girokonto für jedermann) を供与すべきことを推奨している。ただし、これを担保する明示的な連邦法規はない。にもかかわらず、公益性の原則に基づき、ラインラント・プファルツ州およびバイエルン州の貯蓄銀行法にみられるように、連邦州法レベルにおいて個人への振替口座提供を明示的に義務付けているケースがみられる。

また、地理的にみると、貯蓄銀行グループは、全国に分散して銀行本支店が存在しており、全国に広く個人および中小企業などに対し口座決済といった基本的な金融サービスを提供することが可能となっている。ドイツでは、金融排除の問題に最も直面していると思われる社会保障受給者の約80%が、貯蓄銀行の普通口座を保有しているとのデータがある¹²⁾。他方、メガバンクについては、必ずしも全国に広く支店網を展開しているわけではない。全国321の郡 (Landkreis) のうち31郡についてはメガバンクの支店が1店舗もない郡となっており、また店舗が1か所しかない郡は69郡を数える¹³⁾。

(2) 国民的貯蓄形成および資産形成の促進

ドイツ国内の貯蓄性預金についてみると、貯蓄銀行グループは全体の53.1%のシェアをもち、これはメガバンク4行を含む民間商業銀行グループの同16.7%の実に3倍以上を占めており、貯蓄銀行が名実ともに国民的な貯蓄金融機関として確立された地位をもっていることがわかる。

貯蓄銀行は、ユニバーサルバンクとして多く

の個人向け金融商品を取り扱っているが、とくに貯蓄性預金にかかわる金融商品が充実している。主なものを以下に列挙する。

- ① 振替口座 (Girokonto) : 2万2千以上のATM利用、1日につき最大2千ユーロまで引出し可能。SparkassenCardをつくることもできる口座である。
- ② 普通預金口座 (Tagesgeldkonto) : 付利であり、口座預金の出し入れは解約告知なしで自由に行える。
- ③ 自由クレジット (Dispokredit) : 口座残高が少ない場合でも、クレジットにより物品購入が可能となるサービス。
- ④ 貯蓄口座 (Sparbuch) : 実勢の市場金利に近い利率で1ユーロから付利される。また、1か月2千ユーロまでは自由に引き出すことが可能。また譲渡可能な口座である。
- ⑤ プレミアム付貯蓄預金 (Prämiensparen) : 月々25ユーロの預け入れから設定可能な3か月解約告知期間付預金で、満期は自由に設定できるが、満期が長いほど満期時に追加される割増金 (プレミアム) が高くなる仕組み。
- ⑥ 金利成長型預金 (Zuwachssparen) : 3か月解約告知期間付預金で、1年毎に利子が増加する仕組み。1年後以降に途中の預金の引出しは可能となる。

- ⑦ ロト参加型預金 (PS-Sparen) : 毎月の預入れ金額の一部をロトくじに充当するもの。

(3) 中小企業・自営業者に対する資金調達等の支援

貯蓄銀行は、EU レベルの中小企業向け資金助成制度を含め、各種の助成プログラムを活用した資金調達や、資本参加・株式上場手続きの支援・コンサルティング業務を行っている。そのため、貯蓄銀行は、中小企業金融においてもドイツ最大の市場シェアを有している。

2005年における金融機関の対企業・自営業者向け与信シェアをみると、貯蓄銀行のシェアは43.1%で、メガバンク4行⁹⁾の同16.2%の約2.5倍となっている。また、2000年からの推移でみても、貯蓄銀行はそのシェアを3.3ポイント拡大しているが、メガバンクでは、逆に2000年の18.8%から2005年の16.2%へと低下しており、

中小企業への関与を低める結果となっている (図表3参照)。

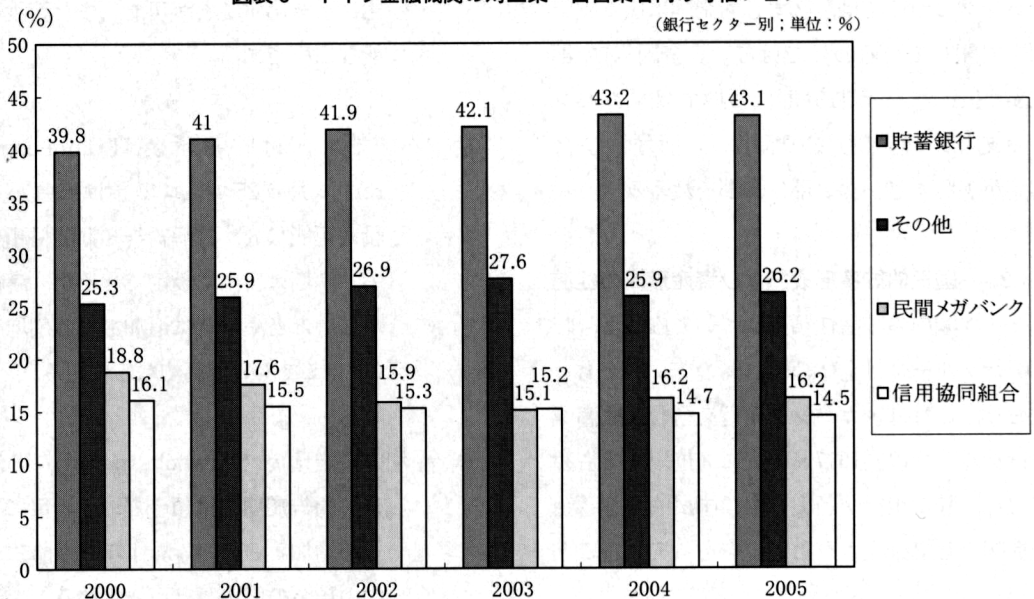
また、貯蓄銀行は、政府系助成プログラム実施の介在者・ハウスバンクとして中小企業および自営業者の起業のための支援を行っているほか、独自のプログラム (StartUp) によって企業家の育成に取り組んでおり、当該地域における雇用創出に寄与している。

(4) 地方経済の振興

(i) すべての地方の競争力の強化

貯蓄銀行グループがもつ2万以上の店舗は、連邦各州のすべての地域にあまねく広く展開されている。人口1千人以下の地域では、貯蓄銀行と信用協同組合しか金融機関が設置されていないところがほとんどである。また、人口1000人から2500人までの地域では、民間商業銀行の店舗があるのは、全体の5%の地域にとどまっている¹⁰⁾。このようななかで、仮に貯蓄銀行や

図表3 ドイツ金融機関の対企業・自営業者向け与信シェア



[出所] DSGV, Fakten, Analysen, Positionen 23.

(注) 貯蓄銀行データには、州銀行、DekaBank が含まれる。

信用協同組合がもつ地域原則が撤廃された場合には、銀行の地域独占が発生するか、ないしは合理化の名の下に当該地域から金融機関が撤退することが予想される。これに対し、貯蓄銀行と信用協同組合は、中山間地域を含む地方部において並列的な競争関係にあり、こうした競争関係の維持が顧客に対する各種サービス価格での適正水準の提供につながると考えられている。

(ii) 地方独自の経済文化の育成

貯蓄銀行グループは、約37万人の雇用を連邦各州に分散して実現しているほか、約2万人以上の研修生を受け入れるなど、地方における雇用を確保している。また、同グループは、金融業界全体の約40%ないし50%程度にあたる収益税(Ertragssteuer)を納めているが、これには地方自治体の収入となる営業税(Gewerbesteuer)¹¹⁾も含まれており、構造的に脆弱な地方を含む地方自治体にとって大きな税源の1つとなっている。2005年は25億ユーロの収益税が支払われており、こうした大口納税者としての租税収入が地方自治体の公共活動を支えている。

(iii) 地方自治体のファイナンスおよび改善

貯蓄銀行は、地方自治体への信用供与の機能を果たしており、その点においても各銀行セクターのなかで最大のシェアをもつ。ここで、ドイツの地方財政においては、州政府および地方自治体レベルの歳入における負債調達においては、公債発行のシェアは小さく、逆に銀行からの直接的な借入金によるファイナンスの比率が高いことが特徴となっている。とくに市町村レベルにあっては、公的債務残高の実に97%にあ

たる約1044億ユーロが銀行借入となっている(2004年末データ)。貯蓄銀行グループは、地方自治体のメインバンクとして、債務証券貸付(Schuldscheindarlehen)を中心とした与信業務を行っているのである。

また、公共投資のファイナンス、債務構造の最適化、地域経済調査分析・官民連携・コンサルティングなどを通じて、地方自治体の活性化・産業立地政策に貢献する機能を果たしている。

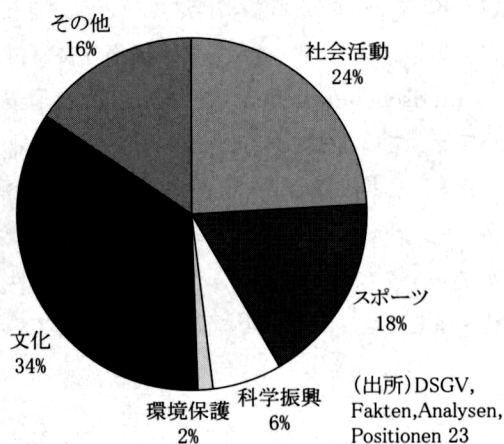
(5) 社会的・文化的貢献

貯蓄銀行グループは、単に金融サービスだけにとどまらず、社会的文化的な責任を果たそうとしている。具体的には、のべ400を超える財団を設立し、いわば財団文化の先駆者ともいべき機能を果たしていることは注目される。また、非政府系による文化振興助成の約6分の1のシェアを占め、ドイツ国内の芸術文化活動の最大の助成機関としての地位をもつほか、スポーツおよび社会事業への助成活動にも重点をおいている。

たとえば、2005年のデータでみると、貯蓄銀行グループは、公共的な課題に応じて、それぞれの地域において、芸術・文化・スポーツ・教育・社会活動の分野において約3億5千万ユーロ以上の支援を行っている¹²⁾(図表4参照)。

もし、これらの諸活動を地方自治体が担ったとすれば、それだけの財政負担を意味することになるが、貯蓄銀行は、こうした公益的社会的活動を本来の金融サービス業務以外にも積極的に行うことにより、公益性原則を実現しているのである。このように、貯蓄銀行が、こうした分野へのコミットメントを通じて各種の社会的サービスの供給という公共的政策の一翼を担っ

図表4 貯蓄銀行グループの社会貢献活動 (2005年)



ていることは、基本法上の「社会国家」理念の実現に資する活動ととらえることができよう。

Ⅲ. 社会的市場経済の理念と貯蓄銀行の役割

1. 社会的市場経済とは

そもそも、なぜ、ドイツでは公的銀行である貯蓄銀行が、銀行市場のメインプレイヤーであり続けることが可能なのだろうか。地方自治体による政府保証などはせず、また地方政府による出資という形態とはせず、いわゆる自由放任による市場原理に任せた方がよいのではないか、また民営化した方が銀行経営が効率化するのではないかとの論点は、以前からないわけではない。しかし、上記2つの問いに対する答えは、いずれも「否」である。

それは、現在までに歴史的に形成されてきた貯蓄銀行グループのあり方が、ドイツの経済理念と整合的になっているからである。

すなわち、貯蓄銀行の機能が、「社会的市場経済」の理念に基づく秩序政策上の目的に合致

しているということである。

「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)の理念とは、アルフレッド・ミュラー・アルマックによって提唱された戦後ドイツの経済秩序を指導する基本原理となった概念である。これは、自由な経済秩序による競争原理を機能させることを基本としつつも、こうした健全なる市場メカニズムの機能が阻害されるような状況が予見される場合には、国家・政府が必要な措置を講じることにより、独占・カルテルなどの弊害を取り除くなどの介入の必要性をも同時に認め、ひいては、健全な市場競争を通じた、社会的に均衡のとれた人間的な経済社会を実現することを目的とする考え方のことをいう。

純粋な自由放任による市場経済を容認すれば、市場競争に勝ち残った者が、次第に持てるものとなり、持たざるものとの格差が拡大するが、それが一定の許容範囲を超えれば、基本法上保障された価値としての基本的人権、すなわち人間らしく満たされた経済的生活という生存権・幸福追求権をも失われることが懸念される。そして、こうした経済的格差が、さらに何か新しいことを始める場合の「機会の不平等」を惹起し、いつまでも格差の是正が妨げられる結果になりかねない。また、市場の独占化・集中化による非効率性が生まれることも考えられる。金融市場においても、それが市場である以上、同様の議論がありえるのである。先に列挙した金融排除の問題はその一例である。

2. 秩序政策の担い手としての貯蓄銀行

ドイツにおいては、こうした経済理念を実現するための具体的手段として秩序政策が位置付けられている。これは、上記のような公正な市

場経済秩序を結果として実現させるために、必要な制度的枠組み設定など、いわば予防的な国家介入を行うこと等を意味する。

そして、すでに述べてきた貯蓄銀行の有する公的機能は、こうした秩序政策を担うものとして積極的に位置付けられていると評価できる。

その理由は次のとおりである。すでに見てきたとおり、州銀行を含む貯蓄銀行グループは、連邦各州、各地方にあまねく分散して活動し各経済主体に対する金融サービスを提供している。また、中小企業政策といった構造政策上の課題に対しても、貯蓄銀行グループが果たしている役割は大きい。こうした貯蓄銀行の活動によって、信用経済秩序における独占または寡占的な市場構造の現出に対する抑止的な機能が果たされているとみることが可能である。

3. 貯蓄銀行の民営化の是非

ドイツにおいては、公的銀行セクターの民営化の是非については、積極的な民営化論議の方向性があるわけではない。貯蓄銀行グループの民営化の是非に関する議論は、もっぱら民間商業銀行業界側において展開されている。その背景には、貯蓄銀行が株式会社化すれば、資本市場を通じた民間銀行側からのM&Aが可能となり、民間銀行側からすればビジネスチャンス拡大できるという事情がある。現在の銀行システムでは、他の銀行セクターに属する銀行が貯蓄銀行を買収・合併することは、事実上不可能である。なぜなら、保証責任主体が当該貯蓄銀行を譲渡することは、法的に禁止されているのである。

こうした民営化の是非については、ドイツにおいてとくに国民的なコンセンサスが得られるような議論になっておらず、当面はこうした方

向性で議論が進捗する可能性は低いものと予想される。

その背景には、上述した「社会的市場経済」の理念が大きく関連していると考えられる。すなわち、たとえば競争政策上の観点から考えた場合、公的銀行たる貯蓄銀行が民営化されれば、民間商業銀行は、みずからの利潤極大化原則に基づき、とくに収益性が高いと見込まれる魅力的な貯蓄銀行や州銀行だけを選択的にM&A活動によって合併・吸収してしまい、結果的に民間のメガバンクをより巨大化させ、銀行市場の集中化・寡占化へとつながるおそれ十分に予見される。仮に、ドイツの4大メガバンクが、貯蓄銀行の営業資産の約50%を取得した場合、ドイツ国内全体の信用業務の約40%がこれら4大メガバンクに集中するとの試算がある¹³⁾。

そして中長期的には、高い利益が期待できないといった理由から中山間地域などにおける店舗の統廃合がなされ、金融サービスにおける社会的公正が阻害されるシナリオは十分に予見可能である。そうなれば、これまで貯蓄銀行が担ってきた様々な公共的性格をもつ政策目標（たとえば、上述したような均衡のとれた地方経済文化の発展など）が、必ずしも担保されなくなる可能性を排除できないであろう。

したがって、安易に公的銀行を民営化・株式会社化するのは、上記の見地に立てば適切な政策的判断とはいえないという見解が強い。

ただし、各貯蓄銀行側においても、いわゆる金融グローバリゼーションのなかで、経営指標の健全化のため、当該地域内における必要な合理化・店舗統廃合の動きは、すでに1990年代から継続的に見られている。

4. 貯蓄銀行による中小企業支援

(1) 中小企業政策

ここでは、まず、秩序政策の一環としての中
小企業政策とそのファイナンス仲介について述
べることとする。

企業の経済活動に完全な自由競争を認めると、やがて企業の淘汰が起り、競争力の強い企業だけが最終的に生き残ることによって、それが産業における企業集中を引き起こすことが懸念されるが、こうした企業集中は、ときに独占ないし寡占的市場を形成させるかもしれず、結果的に効率的な市場環境を阻害することにつながりかねない。

ドイツにおいては、社会的市場経済の理念に基づき、ある市場が持続的に健全な競争環境を維持していくためには、むしろ、1つ1つの企業規模は小さくとも、質の高い中小企業が多数存在し、それらが市場参加者として機能することが適切であるとの経済秩序上の考え方が一般的に存在する。したがって、政府が潜在的に質の高い中小企業に対し政策的支援を実施することは、結果的に市場メカニズムの健全な機能の発揮に資するものと考えられており、この意味において、ドイツにおける中小企業政策は、競争政策の1つとしても位置づけられるのである。

ここで、中小企業支援の根拠となるのは、中小企業が生み出すポジティブな外部効果である。中小企業の開発する製品等には、潜在的な技術革新が含まれている場合も多い。しかしながら、当該中小企業が、かかる技術革新をもたらすような新規の投資プロジェクトを計画しても、資金調達面で頓挫してしまうことが懸念される。したがって、マクロの経済成長に寄与す

る潜在的な技術革新を引き出すためにも、政府が資金調達等の側面において中小企業を支援することに積極的な根拠が見出せるのである。

加えて、雇用促進の面においても、中小企業の投資が支援によって増大すれば、マクロ経済的にそれだけ多くの潜在的な雇用が実現されるという効果も期待されている。こうした正の外部効果を考慮すれば、政府による助成・支援が合理性をもつとされるのである。

ここで注意すべきは、中小企業政策の中身は、決して特定業種の中小企業を利するようなものであってはならず、また中小企業を「市場競争から守る」という類のものであってはならないと考えられていることである。

むしろ、中小企業政策の本質は、中小企業を本来の経済的能力を発揮する条件以外のことに関連するデメリットから保護するということである。

そこで、大企業と中小企業を比較した場合、中小企業が直面する競争上のデメリットは次の諸点であろう。第1に、設備投資のファイナンスに関する手段についての制約である。

具体的には、中小企業にとって資本市場への直接的なアクセスが通常難しい点があげられる。また、金融機関に対する交渉能力上の脆弱性や、総合的なリスク・コントロールを行うことは企業規模が小さいゆえにむずかしいこと、したがって、企業に対するリスクプレミアムが高くなり、与信を受ける際のコストとなる点もある。こうしたファイナンスにおける諸問題は、中小企業による設備投資計画の実施に際して、現実的には大きな障害要因となりえる。また、当該企業に関連する情報収集能力および調査分析能力、および最新のマネジメント技術の導入能力が大企業にくらべて弱い点、海外市場

に対するアクセスがしにくい点などもあげられよう。

(2) 中小企業政策の具体的実施手段

(i) 枠組みの設定

中小企業が設備投資の実施等に際して、不利な条件とならないような枠組みを設定する。具体的には、法的側面における安全性・安定性の確保、効率的で非官僚的な行政手続き、金融市場における各種の措置、生産性と整合的な賃金政策、簡素かつ効率的な租税政策の枠組みなどがあげられる。

(ii) 中小企業支援

①リファイナンス：中小企業政策の中心的な柱として、ファイナンス手段の提供がある。政府系金融機関である復興開発公庫(KfW)などが政策金融のスキームをもっているが、政策金融を実施する際には、一般的に当該企業にとってのハウスバンク（貯蓄銀行ないし信用協同組合、地方銀行など）を通じた間接融資の形態がとられている。ここにおいて、貯蓄銀行は中小企業政策の実現に際し、金融仲介機能を担っているのである。

②コンサルティング：企業コンサルティングを実施する機関は、第一義的には商工会議所や当該業界の連合組織などであるが、連邦全域を活動範囲とする政府系金融機関であるKfWもこうしたサービスを提供している。

③売上促進のための助成：製品のマーケティングに際しての助成措置として、国家による輸出信用保険（Hermes）による輸出金融における助成があげられる。

また、外国における見本市に出展する際の助成、貿易商工会議所による助成プログラム等がある。助成措置の実施に際しては、それが市場機能を阻害しない程度のものであるべきとの基本方針が重視されなければならない。

いずれにせよ、ドイツの中小企業政策のねらいは、企業の構造改革と自助努力を促進させ、中小企業が成長することによってマクロの経済成長を実現し雇用を確保することであって、あくまで、成長力や競争力が見込まれる企業への支援を主眼とするものである。したがって、決して中小企業経営者・所有者に対する社会的な保護を与えるものにとらえるべきではない¹⁴⁾。

IV. 貯蓄銀行の経営戦略

1. 基本戦略

ここでは、貯蓄銀行の経営効率および経営方針に関する論点について検証することとした。

貯蓄銀行グループは、2002年9月に中長期の経営戦略に関するガイドライン文書¹⁵⁾を公表している。この経営戦略ガイドラインの概要は次のとおりである。

(1) 貯蓄銀行グループは、特定の顧客層ではなく、あらゆる顧客層に対して金融サービスを提供していくが、今後は、貯蓄銀行の特色を生かし、地域の個人顧客および中小企業との取引量を特に重点的に増加させる。

(2) 貯蓄銀行グループは、特定の金融商品に特化することなく、ユニバーサルバンクとし

てあらゆる金融サービスを幅広く提供していく。そして、地域においてこれまで以上に「ファイナンスの世界への窓口」となっていくことをめざす。

(3) 連邦各州および地方自治体を、地域に対する責任において支援していく。具体的には、公共の福祉の増進を念頭におきつつ地域開発および地域企業振興を促進していく。

(4) 貯蓄銀行と州銀行は、今後も中小企業のファイナンスを確実に支援していく。とくに今日では、中小企業のニーズは単なる融資だけにとどまらず、M&A 案件、株式市場への新規上場手続き、増資、ストラクチャード・ファイナンスといったコーポレート・ファイナンスへと多様化してきており、こうした業務面でも中小企業を支援していく。

2. 組織経営上の戦略

(1) 公的銀行たる法的地位の堅持

貯蓄銀行は、地方経済の振興、中小企業の支援といった公共性の高い任務を帯びているが、これを安定的に維持していくためには、「公法上の機関」という公的な法的地位は最適である。このため、各々の貯蓄銀行は、分権的に地方に分散し1つ1つは小規模で本来は買収されやすいにもかかわらず、その法的地位のために買収が難しい構造となっている。ゆえに、上記ガイドラインでは、こうした公的銀行たる組織構造上の特質は、将来的にも堅持していかなければならないとしている。

(2) 貯蓄銀行グループ内の業務連携の強化

全国貯蓄銀行振替協会 (DSGV) という連帯を通じて貯蓄銀行間での連携を強化する。具体的には、もし1つの貯蓄銀行だけでは、経済効

率的でなかったり、あるいは迅速性に欠けたり、あるいは融資額が不足するような場合、グループ内の連携によって最適なリテールおよび中小企業ビジネスおよび地方自治体金融の支援体制を築いていく。

とくに州銀行は、投資銀行業務やアセットマネジメント等の分野でのノウハウに優れており、商品開発から流通にいたる幅広い事業でのバンドリングという側面で役割を果たしていく。そして、貯蓄銀行との間でもそうしたノウハウを有効に活用できるよう連携を強化していく¹⁶⁾。さらに、州銀行間の協力の強化、州銀行間の合併、あるいは州銀行による共同事業体の設立、競争センターの設立といった選択肢も検討される。

(3) 業務の競合を排除するための合併の遂行

現実的に、合併の必要性がある複数の貯蓄銀行が存在する。これは、隣接する貯蓄銀行間で明らかに業務が競合関係にある場合、あるいは、1つの地域経済圏のなかに複数の貯蓄銀行が並存しているような場合である。こうした場合には、必要と判断される合併案件は遂行されなければならないとしている。

3. 企業経済活動および対市場戦略

(1) リレーションシップバンキングの強化

「一生おつきあいいただける銀行」を目指した長期的なリレーションシップバンキングを遂行していく。そのために高い品質の金融商品の提供、各ライフステージに応じた的確なコンサルティング、店舗、PC オンラインあるいはテレフォンによるバンキングという選択の自由を顧客に提供する。

(2) 貯蓄銀行の業務分野の集中化

リテールバンキングにおいては、サービス水準を維持しながら業務プロセスを標準化するなどしてコスト削減を実現し、リテール業務での収益性を向上させる。また、中小企業向けバンキングにおいては、きめ細かい顧客対応システムの確立のほか、与信業務以外に収益可能性のある事業の開拓を行っていく。

(3) 廃止ではなく再編の重視

グループ内における機能分担の改善および営

業体制強化のための再編戦略が人員削減に優先する。ある地域内で合併等によるグループ内の再編・統合がなされる場合、その新機関がそれまでの当該地域の任務を引き継ぐのであれば、当然、旧来の施設は廃止されるが、それに伴って人員削減もなされるということではない。定年退職による自然減、フルタイムからパートタイムへの一部シフトなどを活用し、従業員の解雇はできるだけ回避するとしている。

図表 5 貯蓄銀行グループの中期経営計画

	事業計画	具体的実施措置
収益向上面	1 潜在的成長分野の重点	<ul style="list-style-type: none"> ○ (対リテール) 有価証券売買、介護事業 ○ (対企業) コーポレートファイナンス、リース事業、海外関連事業
	2 販売の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗再編の加速による収益性の向上 ○ 対企業・商店コンセプトを通じた企業顧客における販売の向上 ○ クロス・セリング率の向上およびマルチチャンネルを通じた販売
	3 価格モデルの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ マルチチャンネル・マネジメントを通じた価格設定
	4 販売・通信手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売手段と通信手段のネットワーク化の強化
	5 人材配置・研修の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修計画への参加者の厳選により、営業力の高い人材を育成
	6 販売管理の構築と導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ “戦略2010”の枠組みで販売拠点に販売管理システムを導入、販売目標と監督措置により販売管理をサポート
コスト削減面	1 長期有効的なコスト削減計画の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特有の情報に基づいた短期的な物件費の削減計画、および中期の合理化計画、長期的コスト管理の構築 ○ 各地域特有の事情を考慮したいくつかの合理化計画プロトタイプの設定
	2 商品開発と展開のバンドリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品開発の簡素化および迅速化、研究開発拠点の共同化
	3 ビジネス・プロセスの標準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ “ベスト・プラクティス”と認定された銀行のケースを参考としつつ標準化を策定
	4 IT 投資コストの限定化	<ul style="list-style-type: none"> ○ IT コストの透明化をはかりコスト要因を限定、基本システムのモジュール化等
	5 人員配置の再編 (場合により削減)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売・営業部門への配置比率を現行の約50%から約70%へ引き上げ
	6 リスクおよび自己資本コストの管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理を含む銀行業務の基礎的業務の整合をはかり、管理の効率化を図る
	7 貯蓄銀行グループ内の業務分担改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連合間の業務分担、または地域連合と DSGV との分担の改善の検討 ○ 垂直的な業務分担、水平的な業務協力と合併、競争センター等
	8 貯蓄銀行振替連合 (DSGV)の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物件費・人件費管理の強化、プロジェクト・マネジメントの構築、中期計画の策定

[出所] DSGV, [2002], Strategie der Sparkassen-Finanzgruppe, s.12-17. に基づき作成した。

4. 経営・財務状況

(1) 経営指標

上述の基本戦略に基づいた中期経営計画については、収益性の向上のための措置と、コスト削減のための措置の2つに大きく分類される(その具体的な措置は、図表5を参照ありたい)。

この中期的な戦略ガイドラインに基づき、貯蓄銀行グループは、徐々にその成果をみせている。たとえば、人員配置の再編については、バックオフィス・企画部門の人員をスリム化し、その一部分を営業セクションにシフトさせる戦略を順次実行するなどして収益増とコスト削減につなげている。その結果、まず収益性につ

いては、2002年にROA(純利益総資産比率)が0.93%であったが2005年には1.03%に上昇している。また、売上げに対する費用の比率(Cost/Income Ratio)をみると、2002年には66.3%であったが、2005年には62.5%に低下させ、コスト削減による収益性の改善がみられる¹⁷⁾。なお、この経営目標は60%に設定されている。

(2) 資産・負債の状況

貸借対照表における貯蓄銀行の2005年末における資産総額は、約1兆140億ユーロで、対前年比+1.2%の増加となっている。負債は対金融機関で約2366億ユーロ、対非金融機関では約6807億ユーロで、その内訳で最も大きいのが貯

図表6 貯蓄銀行全体の貸借対照表(2005年)

(単位:10億ユーロ)

科目	2005	対前年 増減額	増減率%	科目	2005	対前年 増減額	増減率%
(資産の部)				(負債の部)			
現金預け金	20.3	923.0	4.8	対金融機関負債	236.6	2.7	1.1
対金融機関貸付	87.8	1.0	1.2	対非金融機関負債 (内訳)	680.8	5.3	0.8
対非金融機関貸付				要求払預金2	14.0	13.3	6.7
内訳1(期間別)	612.4	2.6	0.4	定期預金(1年以内)	48.7	-3.6	-5.2
短期	66.0	-3.2	-4.7	定期預金(1年超)	9.7	388.0	4.2
中期	32.4	-555.0	-1.7	貯蓄性預金	308.3	780.0	0.3
長期	514.0	6.4	1.3	(構成)			
内訳2(受信者)				普通金利	48.9	-2.8	-5.5
内国非金融機関 (構成)	608.6	2.5	0.4	高金利	258.7	2.9	1.1
対企業・自営業	198.6	-3.5	-1.7				
対個人	68.7	-2.5	-3.5	債券発行	100.1	-5.6	-5.3
非営利組織	3.5	357.0	11.5	(資本の部)			
住宅建築	303.3	6.4	2.2	積立金等	9.2	287.0	3.2
公共部門	34.6	1.6	5.0	資本金等	48.6	1.7	3.6
有価証券	256.0	8.7	3.5	その他	38.8	2.1	5.6
その他	37.6	-1.2	-3.1				
資産合計	1014.0	1002.0	1.2	負債資本合計	1014.0	1002.0	1.2

[出所] DSGV, Jahresbericht 2005, s.36に基づき作成したもの。

蓄性預金 (Spareinlagen) の3083億ユーロである。また債券発行は1001億ユーロとなっている。資本の部は、約966億ユーロとなっている (詳細は図表6を参照ありたい)。

(3) 損益の状況

2005年の貯蓄銀行全体での資金運用利回りは、総資産平均残高に対する比率でみて+4.62%で、その結果、資金運用収益は約468億ユーロとなっている。そこからコストを差し引いた利差でみると、同+2.28%となっており、その結果、資金収支は、約230億ユーロである。また、手数料収入などを含む役務取引等利益は、57億3千万ユーロ (総資産平均残高比+0.57%) である。経常利益は、約109億ユーロ (同+1.08%) で、税引き前当期利益は44億ユーロ (同+0.44%)、当期純利益では約21.3億ユーロ (同+0.21%) である。

上記のデータからは、貯蓄銀行グループが、伝統的にドイツで最大勢力をもつユニバーサルバンクとしての経営努力を継続しており、その具体的な成果が出ていることがわかる。

V. 結語

1999年のユーロ通貨導入にともない、欧州の証券市場は大きな変貌を遂げてきている。それは、広義の証券化 (Securitization) ないし直接金融の拡大 (Disintermediation) として顕在化した。しかし、多くの先行研究に示されているように、こうした現象は、金融グローバリゼーションの潮流のなかで、主に民間メガバンクと大企業に関わるインベストメント・バンキング (たとえば M&A コンサルティングなど) の分野に関連して引き起こされているとの見方

が一般的である。

他方、国内的な中小企業金融の分野については、本稿で分析したように、貯蓄銀行などが中心的に関与しており、中小企業金融や地方自治体金融においては、依然として間接金融による融資形態が大きな比重をしめている。その意味で、こうした動きは、「金融市場における二極分化トレンド」とみる事が可能であろう。

こうした認識の下で、ドイツの銀行システムのもつ意義とは何か。3つの柱からなる独特な銀行システムは、それぞれが異なる組織形態や経営戦略をもち、分権的に並存しながらも、それぞれが相互に競争的な環境に置かれている。そのため、信用経済構造における健全な金融機能の発揮と金融危機に対する安定性をも担っているといえる。

こうした非中央集権的な構造をもつドイツの銀行システムは、金融機関の一極集中による市場の独占・寡占化を抑止しており、加えて、銀行と企業間のリレーションシップを緊密なものとしながら、それぞれの地方がもつ独自のニーズに対応することが可能なシステムであると評価して差し支えないだろう。

そのなかであって、貯蓄銀行グループの意義は、次の4点に集約されよう。

第1に地方政府の公的金融を担う銀行、すなわち、それぞれの地方自治体および州のパートナーとしての公的機能である。同時に、所有者としての地方自治体が、当該貯蓄銀行の経営維持を保証する責任を負っている点において、ドイツの地方分権的な統治システムにおける不可欠な構成要素となっているといえる。

第2に、貯蓄銀行に与えられている他の公的任務、すなわち地方経済振興、また地域原則に基づく非中央集権的な営業活動地域の割り当

て、および貯蓄銀行グループ内部の補完的ネットワークなどにより、各州間あるいは各地域間の経済格差は正といった構造政策上の目的の実現にも大きく貢献していることは事実であろう。すなわち、各地方に対して経済発展のための平等な機会を提供する点で、社会的市場経済の理念と合致するものであり、ドイツの分権的な経済構造を金融システム面から担保する重要な役割を果たしているといつてよいだろう。

第3に、ドイツの経済システムにおいて、中小企業が経済活動における基本的な経済主体として大きなシェアをもつ点に関連し、貯蓄銀行が、中小企業を主な顧客層としており、中小企業金融の主たる担い手として機能している点をあげなければならない。

そして、最後に、国民にとって最も身近で親しみやすい貯蓄金融機関として機能している点をあげておきたい。地域に密着した国民的貯蓄形成の促進機能は、すでに18世紀から歴史的かつ自律的に形成されてきたのである。それだけに、メガバンクの資本市場指向性がより顕著になった21世紀初頭にあつて、これとは対照的に地域に根ざしたりテールバンキングと中小企業金融に重点をおく貯蓄銀行が、ドイツ金融システムに占める確固たる地位は、今後も当面安定的であるといえよう。

注

- 1) ユニバーサルバンクとは、預金業務・貸付業務といった銀行業務ほかに、日本では証券会社が行っている証券業務も兼営できる銀行のことである。ドイツの銀行は、ユニバーサルバンクと専門銀行とに大別されるが、2005年末時点で見ると、ドイツの全金融機関2344行のうち、実に約92%がユニバーサルバンクに属している。(データはドイツ連邦銀行月報付属銀行統計2007年2月号)。
- 2) たとえば、2005年におけるドイツの金融機関上位20行のうち、バーデン・ヴュルテンベルク州銀行の第5位を筆頭に、貯蓄銀行グループに含まれる公的銀行が9行を占めている。

- 3) ポストバンクはすでに1995年に民営化されている。中規模銀行ではあるが国内最大の店舗ネットワークを活用し、トランザクションバンキング戦略を併用しながら、M&A 戦略による事業拡大を行い、徐々に市場でのプレゼンスを確保しつつあり、2005年末のランキングでは16位に位置している。ポストバンクの民営化プロセスと新たな経営戦略については、黒川 [2005] を参照ありたい。
- 4) このうち、HSH-NORD 銀行は形態こそ株式会社であるがハンブルク州などの州銀行の機能をもつ。
- 5) ただし、こうした公法上の貯蓄銀行の他に、いくつかの自由貯蓄銀行 (freie Sparkassen) が存在し、これらは私法上の団体たる財団 (Stiftung)、社団 (Verein)、もしくは株式会社 (AG) の形態で運営されている。
- 6) こうした公的性格の形成は、古く18世紀にまで遡ることができる。1778年に市民団体 (Patriotische Gesellschaft) によってハンブルクで最初の貯蓄銀行が設立されたのを契機に、ドイツ各地で徐々に貯蓄銀行の数は増加。地方自治体による貯蓄銀行 (kommunale Sparkasse) については、1801年にゲッティンゲンにおいて最初に設立された。1818年には、プロイセンにおける最初の地方自治体貯蓄銀行として、ベルリン市貯蓄銀行 (Städtische Sparkasse) が生まれた。1838年にプロイセン貯蓄銀行法が成立すると、当時のプロイセン領内234行すべての貯蓄銀行がそれぞれの地方自治体の下に位置づけられることになった。同法は、その後のドイツ各地における貯蓄銀行法規のモデルとなった。
- 7) 公法上の貯蓄銀行については、法律により当該地域にそれぞれ存在する貯蓄銀行振替協会 (regionaler Sparkassen- und Giroverband) に加入しなければならない。そして、同協会が預金者保護等のため次の3つの基金を運営している。①各地域の貯蓄銀行預金保護基金 (regionale Sparkassenstützungsfonds)、②州銀行の保全準備 (Sicherungsreserve der Landesbanken)、③州建築貯蓄銀行の預金保護基金 (Sicherungsfonds der Landesbausparkassen) ある貯蓄銀行が危機的状況に置かれた場合、これらの基金を全体として補完的に利用できるようになっている。
- 8) Nikolov, [2000], s.85.
- 9) これらのメガバンクとは、ドイツ銀行、ヒポフェラインス銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行の4行をさす。
- 10) DSGVO, *Öffentlich-rechtliche Kreditinstitute in Deutschland*, 2000, Berlin.
- 11) ただし、営業税はフローの価値に対する課税であるゆえ、企業業績・景気変動に連動して収税の増減があり不安定な側面もある。
- 12) DSGVO, *Fakten, Analysen, Positionen* /23, s.18., 2006.
- 13) Landesbank Hessen-Thüringen [1999] を参照ありたい。
- 14) Vogt, krumnaw [1999], im Bank Lexikon, s.1111.
- 15) DSGVO [2002], *Strategie der Sparkassen-Finanzgruppe*, Berlin, Sept. 2002.
- 16) たとえば、2003年12月にはバイエルン貯蓄銀行協会と

バイエルン州銀行は基本契約を締結し、州銀行が貯蓄銀行と協力して市場開拓を行うこと、ジョイントセンターの設立と使用に関する枠組みが規定された。これに基づき、同州銀行は、域内の各貯蓄銀行と個別の業務提携契約を結んでいる。

17)) DSGV [2006], *Jahresbericht* 2005, s.14.

参考文献

- Adrian und Heidorn(hrsg.), [2000], *Der Bankbetrieb Lehrbuch und Aufgaben*, Gabler Verlag, Wiesbaden, 15. Auflage, 2000.
- Anderloni, Braga and Carluccio, ed. [2006], *New Frontiers in Banking Services*, Springer Verlag, Berlin.
- Bundesverband deutscher Banken [2005], *Die Bank*, August 2006.
- Deutsche Bundesbank [2000], "Monatsbericht Januar 2000".
- Deutsche Bundesamt für Finanzdienst [1996], *Jahresbericht* 1995.
- Deutscher Sparkassen- und Giroverband, [2006], *Sparkassen und der Bankenmarkt in Deutschland, Fakten, Analysen, Positionen/23*.
- [2006], *Strategie der Sparkassen-Finanzgruppe*, Berlin, Sept.2002.
- [2006], *Geschäftszahlen* 2005, Berlin.
- Deutsche Postbank [2006], "Geschäftsbericht 2005", Bonn.
- Eucken, W. [1952], *Grundsätze der Wirtschaftspolitik*, Mohr Siebeck.
- Hackethal, A. [2004], "German Banks and Banking Structure", in *The German Financial System*, hrsg. Krahen and Schmidt, Oxford University Press, New York.
- Heinz Berger und Peter Knauth, hrsg [1996], *Liberalisierung und Regulierung der Postmärkte*, R. Oldenbourg Verlag München Wien.
- Landesbank Hessen-Thüringen, [1999], *Entwicklungstendenzen der Bankstruktur in der Währungsunion*.
- Nikolov, Svetlozar R. [2000], *Die Rolle der Banken im Finanzsystem Eine komparative Analyse der Bankensysteme in Deutschland und den USA*, Tectum Verlag Marburg.
- Obst u. Hintner [2000], *Geld-, Bank- und Börsenwesen* 40. Auflage, Schäffer-Poeschel Verlag, Stuttgart.
- Vogt, G., [1999], "Ordnungspolitische Konzepte zur Förderung des Mittelstandes", *Gabler Bank Lexikon* 12. Auflage, 1999, Wiesbaden.
- 大西健夫編 [1992], 『ドイツの経済』, 早稲田大学出版部。
- 黒川洋行 [2005] 「ドイツ郵貯民営化とポストバンクのバンキング戦略」, 『証券経済研究』第50号, 6月, 日本証券経済研究所。
- 大和総研 [1998], 『大和投資資料 '98年12月号』
- 田村貞雄 [1995], 「EUの展開と産業政策の最適化過程(1)ーネオキャピタリズムの視点からー」, 早稲田社会科学研究所, 第51号, 10月, 155-161頁。

(関東学院大学准教授)